

熊本地震に係る広域応援検証・評価（最終報告概要）について

- ◎熊本地震での広域応援で課題となった事項について、昨年10月の中間報告に続き、さらに検証・評価作業を進め、対応策をとりまとめたもの。
- ◎今後も、復旧・復興に向けて全力で取り組んでいる熊本県と同県内市町村に寄り添った支援を継続するとともに、引き続き九州・山口各県が一体となって必要な改善を図り、南海トラフ地震等の大規模災害への備えを進める。

1 全般的事項・初動対応

(1) リエゾンのあり方

- 「震度6強以上」の場合に、要請を待たずに九州・山口各県から派遣するなど、リエゾン（災害対策現地情報連絡員）の発動基準をルール化

(2) カウンターパート方式のあり方

- リエゾンが作成した素案をベースに、九州・山口9県被災地支援対策本部（会長県に常設）が、被災市町村の状況（被害状況や人的支援ニーズの内容・多寡等）と応援県のマンパワーや規模を勘案してマッチング

(3) 他の支援スキームとの連携強化

- 専門家同士の日頃のネットワークを活かした独自の人的支援を展開する保健師や応急危険度判定士等との連携強化を図るため、連絡先名簿を共有

(4) 市町村に対する協力要請（人的支援）の円滑化

- カウンターパート方式がより迅速かつ効果的となるよう、市町村の職員派遣スキームをルール化（九州市長会と覚書を締結）

(5) 受援体制の整備

- 熊本地震での実際の職員派遣状況も考慮しながら、今後、各市町村の受援計画策定を促進（九州市長会とともに働きかけ）

2 人的支援に関すること

(1) 職員派遣（短期）に係る意思決定のあり方

- 被災市町村、被災県、応援担当県の「三者」による決定（必要職種・人数等）を基本としつつ、被災市町村と応援担当県の「二者」による決定も可能とし、災害の規模等に応じて柔軟に対応

(2) 短期派遣から中長期派遣への移行のあり方

- 応急対応期から復旧・復興期を通じ、一貫して被災地ニーズに対応できるよう、カウンターパート実績を重視した移行（短期派遣を実施した応援担当県による継続支援）を基本とするとともに、被災地からの要請に柔軟に対応（短期派遣実績がない被災市町村にも派遣）

3 物的支援に関すること

(1) 広域的な物資集積拠点の確保

○集積拠点の多重性（リダンダンシー）の確保に向け、各県拠点の相互利用や補完的施設としての民間物流拠点の活用について、政策連合で研究

(2) 円滑な物資供給・輸送体制の確保

○被災市町村の物資集積拠点でボトルネック（ラストワンマイル問題）が生じないよう、今後、民間事業者の力を活用した体制を各県で確保

(3) タイムラインに応じた物資の供給

○国によるプッシュ型支援とは別に、毛布等の緊急を要する物資については、地理的優位性（近隣県同士）を活かし、九州・山口地域から供給することを、今後政策連合で研究

(4) 住民（自助）による備蓄の重要性

○発災から3日目までの最低限の物資は、住民自らの備蓄も含め、各県（各市町村）で確保

4 避難者支援に関すること

(1) 避難者支援のあり方

○指定避難所の環境整備（耐震化、パーティションによるプライバシー確保等）を進めるとともに、車中泊が発生することを前提とした対策（エコノミークラス症候群対策等）を各県で検討

(2) 避難所運営のあり方

○自治会等も活かしながら、被災者自らが運営することを基本に、市町村によるマニュアル策定や運営訓練の実施等を各県で支援

(3) 外国人への情報提供のあり方

○被災経験を踏まえた熊本県の取組事例（災害対策本部内に「外国人支援班」を新設等）なども踏まえ、引き続き各県で対策を検討

5 その他

(1) 沖縄県への広域応援のあり方

○本年7月に沖縄県で開催される図上訓練に各県参加。引き続き、政策連合で応援のあり方を研究

(2) 罹災証明のあり方

○市町村の行政能力を超える業務量が発生することを想定し、応援側自治体が職員派遣を即断できるよう、罹災証明業務を災害救助法に規定するなど、引き続き必要な改善を国に要望